

平成 22 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 22 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

1. 重点改善品目分科会の設置及び検討について（資料 4 参照）

平成 21 年度の第 4 回特定調達品目検討会において合意された、重点改善品目候補（案）の中から、本年度は、次の 3 分科会を設置し、検討を行うこととしたい。

- 印刷分科会
- プロジェクト分科会
- 自動販売機分科会

2. 品目の追加等の検討について

（1）平成 22 年度募集の新規提案について（暫定の提案件数は資料 5 参照）

5 月 28 日から 6 月 25 日の約 1 ヶ月にわたり、特定調達品目に係る提案募集を実施したところ（物品・役務及び公共工事）。今後、事業者等から提案された品目に関する内容の確認・精査及び検討方針等のとりまとめを行い、第 2 回検討会において品目、提案内容、検討方針等について報告予定。

（2）公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成 21 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理を行った 39 提案について引き続き検討を実施。

3. 現行分野における判断の基準等の強化・見直し等について（新規提案以外）

（1）紙類

総合評価指標を導入したコピー用紙及び印刷用紙について、判断の基準を満足する製品の市場への供給状況及び古紙、森林認証材、間伐材の需給状況、各製紙メーカーの取組状況等に関する情報収集・現状把握を行い、指標項目・重み付けの見直

しに向けた基礎情報の蓄積を図る。

また、総合評価指標の考え方、内容等について地方公共団体、事業者はもとより、広く一般消費者に対し普及啓発を行うとともに、必要な情報提供に努める。

(2) 文具類・オフィス家具等

文具類

- 経過措置を設定したスタンプ台について市場動向等を確認
- 特定調達物品の市場占有率が極めて高い品目について判断の基準等の見直しに関する検討
- 従前の再生材の配合率に加え、リデュース、リユースの観点等の新たな判断の基準の考え方についての可能性の検討

オフィス家具等

- 大部分の材料が金属類である製品の判断の基準の適用範囲の拡大及び数値基準の強化に係る検討

(3) 省エネ法の特定機器

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の特定機器のうち、判断の基準(トップランナー基準)が新たに設定または基準が見直される機器等について、国等の機関の調達状況、基準達成状況等を検討の上、特定調達品目への追加または判断の基準等の見直しに適切に反映する。

テレビジョン受信機の特定調達品目への再追加

- 新たなトップランナー基準及び多段階評価基準等に基づく判断の基準等を設定した上で、テレビジョン受信機を特定調達品目に再追加予定

トップランナー基準設定または基準検討中

- 複写機等（後述）
 - 基準の改定が行われた電子計算機及び磁気ディスク装置、新たに対象となった電球形蛍光ランプについて判断の基準等の見直しを検討
 - その他トップランナー基準設定または基準検討中の機器等について検討
- ### 多段階評価基準の導入等

- トップランナー基準の改定及び多段階評価基準が導入（家庭用の環形または直管形）された蛍光灯器具について判断の基準等の見直しを検討

経過措置等

- 電気冷蔵庫のうち定格内容積 400 ℓ以下の製品の供給状況の確認
- 電気便座のうち暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）の製品の供給状況の確認

(4) OA 機器

- 経過措置を設定したコピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ及びディスプレイの8品目に関する市場への製品の供給状況等の確認
- デジタル印刷機については国際エネルギースタープログラムを参考とした判断の基準等の見直しを検討(必要に応じ印刷分科会と連携)
- カートリッジ等(トナーカートリッジ及びインクカートリッジ)について判断の基準等の見直しを検討

(5) 複写機等

複写機等については、対象範囲をカラー複写機、プリンタ、複合機(コピー、プリント、スキャン、ファックスのうち2つ以上の機能を有するもの)に拡大(従前はモノクロコピー機が対象)し、新たなトッランナー基準の検討を行っているところである。このため、トッランナー基準の検討の進捗、環境配慮契約法の基本方針の検討と連携を図りつつ、判断の基準等の見直しを検討する。

(6) 蛍光灯(直管型40形蛍光灯)

市場に供給されている製品の多くが特定調達物品に該当していることから、ラピッドスタート形及びスターター形の蛍光灯の判断の基準等(エネルギー消費効率、定格寿命等)の見直しについて、上記の蛍光灯器具と併せて検討する。

(7) 自動車等

トッランナー基準

- 2015(平成27)年度の新燃費基準(ガソリン自動車、ディーゼル自動車)への対応の検討(JC08モード)

乗用車用以外のタイヤ

- 小形トラック用タイヤ、トラック・バス用タイヤに関する欧州における規制動向等を踏まえ、特定調達品目への追加について検討

(8) 消火器

- 特定調達物品の市場占有率が堅調に増加していることから、判断の基準等の見直しを検討

(9) 繊維製品

昨年度の繊維製品の判断の基準等の見直しに伴い経過措置を設定した制服・作業服、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品(防災備蓄用品の毛布、テントを含む。)

の分野の各品目の市場への製品の供給状況等の確認を行う。

(10) 防災備蓄用品（食料）

- 賞味期限に係る経過措置を設定した缶詰の製品の供給状況の確認
- アルファ化米・乾パンの賞味期限に係る判断の基準の検討

(11) その他の物品・役務について

上記のほか、その他の物品・役務について、検討を実施する品目、留意すべき事項等を例示すると、以下のとおり。

その他の物品で検討を実施するもの

- 照明機器（ランプを含む）の対象範囲の拡大に係る検討（新規提案と併せて検討を実施）
- 防災備蓄用品の品目の拡大に係る検討

その他の役務で検討を実施するもの

- 自動車整備エンジン洗浄の判断の基準の見直しに向けた継続的な情報蓄積・検討
- 輸配送の判断の基準等の見直し検討（使用される車両の環境負荷低減等）
- 役務全般についてサービサイジングの観点からの検討

その他

- カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークの対象製品等の市場への供給状況等に関する情報収集・現状把握
- 省資源化（リデュース）に配慮された製品の優先調達について検討（可能な品目については判断の基準等を検討）

4. グリーン購入の推進に関する事項

(1) 環境負荷低減効果について

重点改善品目による効果

- 分科会において検討する重点改善品目による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

我が国におけるグリーン購入全体の効果

- グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) グリーン購入の推進について

調達者向手引きの改訂 (参考資料2 参照)

- 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改訂

地方公共団体(特に町村)への普及・啓発

- グリーン購入の取組を推進するための考え方や具体的な方法について紹介した「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の改訂
- 地方ブロック別説明会の活用

事業者等への普及・啓発(地方ブロック別説明会、グリーン購入セミナーの活用)

環境配慮契約法と連携した取組の推進

関連する他の制度との整合、既存環境ラベルの基準等の活用